

2026 年

日本イーライリリー株式会社

寄付のご案内

— 団体活動支援 —

本ご案内は、年間を通じて実施される公益事業、疾患治療の普及事業、啓発事業、または患者支援事業等を対象とした弊社の「団体活動支援」についてのものです。数時間～数日間のイベント、プログラムを対象とした「教育助成」につきましては、「寄付のご案内-教育助成-」ご案内をご参照ください。

< 重要なお知らせ >

- 寄付の対象領域・疾患に一部変更がございますので、ご申請に際しましては、必ず本「寄付のご案内」の「寄付の対象領域・疾患について」の項(P.3)をご確認ください。
- 趣意書等、一部書類の郵送での受付はいたしておりません。申請に必要な全ての書類を添付し、リリーグラントオフィスに **Eメールで送付**してください。
圧縮、またはパスワード保護されたファイル、URL での資料の受け付けはできかねます(弊社で受信、または開封できませんため、受付対象外となりますのでご了承ください)。
- 趣意書に**公印**、主催**団体の所在地**、**連絡先**および**支払い口座情報**(口座名義には必ず**フリガナ**がふられていること)が含まれていない場合、寄付のお支払いができかねますので、ご注意ください。
- 寄付金申請登録用紙の**申請者 E メールアドレス**は申請者本人のものを記載し、**申請書類は、申請者ご本人が事務局宛にEメールで送付**してください。申請者以外からの送付、申請者以外のアドレスの場合、ご要望にお応えしかねます。
- **申請者ご本人、または機関または団体の代表者以外からの問い合わせ連絡には一切回答または対応できません**のでご了承ください。代理でのご連絡も固くお断りいたします。
- 「**透明性確保のための質問票**」への回答がない場合、または回答が今回の申請情報に更新されていない場合、ご要望にお応えしかねます。

目次

P.2	2026 年寄付申請のご案内
P.3	弊社の助成・寄付について <ul style="list-style-type: none">・弊社の助成・寄付に関する方針・助成・寄付の対象領域・疾患について
P.4-6	団体活動支援について
P.7	ご申請に際し留意いただきたい点
	連絡先



2026 年寄付申請のご案内

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社の寄付は、患者の皆様の健康や QOL の改善に貢献させていただくことを目的としています。また、弊社の寄付の拠出は、製品の処方や採用・購入、そして承認など弊社の事業に関連する意思決定に関して、いかなる便宜の供与を条件とするものではありません。

厚生労働省の「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」(2008 年 3 月 31 日)の公表や学会等における利益相反への取り組み、医学研究に対する寄付についての社会的関心の高まりを背景として、より適正な寄付の拠出を確保し、その透明性を高めるために、2008 年度より寄付申請手続きを改正し、その後も毎年見直しを行っております。

弊社では、ご申請いただいた資料をもとに寄付委員会で寄付の拠出について検討いたしております。また、医薬情報担当者、事業活動に直接関わる部門の社員が寄付の検討プロセスに関与しないこと、寄付情報を開示し透明性を高めることが、適正な寄付金のお支払いをさせていただく上で重要であると考えております。

つきましては、冊子「2026 年日本イーライリリー株式会社寄付のご案内ー団体活動支援ー」を作成いたしましたので、ご申請の際には、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、2026 年に拠出いたしました寄付につきましては、日本製薬工業協会『企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン』、『企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン』及び弊社の社内方針に基づきまして、2027 年に弊社ウェブサイトにおいて公開させていただく予定ですので、予めご了承をお願い申し上げます。

弊社の助成・寄付の趣旨にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

日本イーライリリー株式会社
代表取締役社長
シモーネ・トムセン



Lilly

弊社の助成・寄付について

<弊社の助成・寄付に関する方針>

- 弊社の助成・寄付は、(1) 弊社の重点領域・疾患を中心とした患者の皆様方の健康、医療技術や疾病知識の向上への貢献を目的として、医療に携わる学術組織や学会、医療担当者が所属する団体、あるいは患者団体の皆様方を支援させていただくもの、または、(2) 医学教育や医学研究に資することを目的として、医学研究機関を助成させていただくものです。
- 弊社の助成・寄付は、医療に携わる方々が行なう製品の処方や採用・購入、製造販売承認やその他の法規制に基づく許認可といった弊社の事業に関連する意思決定に関していかなる便宜の供与も条件とするものではありません。
- 弊社の助成・寄付は、個人に対して行うことはありません。
- 弊社の助成・寄付は、**透明性、公平性および独立性を確保するため、営業・マーケティング部門等とは完全に分離した部署(教育・研究助成事務局)が運用致します。**したがって、**医薬情報担当者、事業活動に直接関わる部門の社員は、寄付申請に関するプロセスに関わることはできません。**
- 弊社は、社内方針に基づく利益相反の管理ならびに金銭拠出の透明性を確保するため、寄付金を拠出した相手先の名称及び寄付金額等の情報を弊社ウェブサイト等において公開する予定です。特に日本製薬工業協会の『企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン』、または『企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン』に則り、2026年に拠出したしました寄付金額を弊社のウェブサイト上において2027年に公開する予定です。公開に同意いただけない場合は、寄付のお支払いはできませんので、ご了解をお願い致します。

<寄付の対象領域・疾患について>

ご申請いただきました内容を社内で適切に確認させていただくため、下記の弊社の重点領域における疾患に対する研究・教育・団体活動が対象となります。

また、一般団体の社会貢献活動につきましても支援させていただく場合がございます。

重点領域	対象疾患
神経疾患	片頭痛、認知症
がん疾患	肺癌、胃癌、大腸癌、乳癌
代謝・内分泌疾患および循環器・腎臓疾患	糖尿病・糖尿病性合併症、肥満症
自己免疫疾患	関節リウマチ、乾癬性関節炎、脊椎関節炎、乾癬 アトピー性皮膚炎、円形脱毛症、潰瘍性大腸炎、クローン病

なお、弊社では、「医療用医薬品製造販売業公正競争規約」等の業界規約、および弊社規則等により、以下の費用は寄付の対象外と致しております。

- 常勤または非常勤職員の人件費
- トレーニング、プログラム、学会等の参加費・年会費、参加にかかる費用、および旅費等、医療担当者の個人費用とみなされるもの
- 医療機関等が自ら支出すべき費用となるような物品(機器、コンピュータ、ソフト等を含む)購入費用
- 医療機関等が行う通常の医療業務(例:医療業務の範囲内の研究等)
- 建物の新築、増改築
- 施設、機関、団体等の管理、運用コスト

上記以外にも、確認・審査の結果、寄付金のお支払いができない場合がございます。

団体活動支援について

<対象機関・団体>

申請時点で日本国内に所在する、以下のいずれかの機関・団体を対象とします。

- 医学・薬学の発展を目的にした医療担当者が代表である、または役員の半数以上を占める団体
- 患者団体、または患者支援団体

<対象>

社会福祉、および公益の増進等に貢献させていただくため、弊社の重点領域の疾患(P.3 参照)における、医療の向上に寄与する、日本国内における具体的に計画されている公益事業、疾患治療の普及事業、啓発事業、または患者支援事業(年間事業*)を対象とします。

*:団体の年間の活動・事業全体への寄付申請、または具体的でない、実施時期、収支予算等が未定の(具体的に記載されていない)事業への寄付申請は受付いたしておりません。

【寄付金のお支払いができない団体活動等】

団体活動支援については、ご申請内容が下記に該当する場合は、寄付金のお支払いができませんので、ご了承願います。

- 医療用医薬品製造販売業公正取引規約、業界規則、弊社規則等で制限されるもの
 - －社会通念上過大となる、または割り当てとみなされるもの、または寄付依頼が弊社一社のみのも、または幅広く寄付依頼を行っていないもの
 - －寄付金収入を除いても事業運営費用が賄えるもの 等
- 臨床研究、受託研究に基づく試験や調査の実施、またはサポート(支援)する事業
- 団体の年間事業・活動全体への寄付、または具体的に計画(記載)されていない事業への寄付
- 申請時、申請事業の終了まで8カ月未満である場合
- 数時間～数日間のイベント・プログラム(学術集会、全国大会等は、教育助成として受付いたします。)
- 団体の設立費用、または団体の管理・維持・運営費用
- 寄付金の支払い口座が申請団体と異なる場合、または他団体への費用の移行が予定されている場合
- 口座名義に誤りがある、フリガナがふられていない、または口座名義とフリガナが一致していない場合
- 口数、または金額指定の寄付募集
- 寄付募集期間が、申請の事業・活動年度終了の3カ月以上前に指定されているもの
- 賛助会費
- 他社が主催・共催として企画・運営に関与し実施する事業、または弊社が共同プロジェクトとして実施する事業
- 前年度の事業報告から、今年度の事業計画の実施の可能性が確認できないもの
- 申請期間外に申請されたもの、申請期間内に申請に必要な全ての書類を提出いただけなかったもの、または内容に不備・不足のあるもの
- 申請者本人(Eメールアドレス)以外が申請、申請書類送付されたもの
上記以外にも、確認・審査の結果、支援できない場合がございます。

<申請の受付期間>

寄付金申請登録用紙	受付	申請活動(事業)の年度開始から4カ月以内の15:00まで ただし、申請時、申請事業の終了まで8カ月以上残っていること (例:年度開始が、4月1日の場合、7月31日 15:00まで)
同意書(代表者署名済)		
申請に必要な資料(次ページ参照)		
透明性確保のための質問票	回答受付	申請活動(事業)の年度開始から5カ月以内の15:00まで (例:年度開始が、4月1日の場合、8月31日 15:00まで)

注1) 上記期間を過ぎて送付・返信されたものは、理由の如何にかかわらず受付できません。

注2) 受付期限までにご提供いただけなかった書類がある場合、ご申請の受付は完了致しておりません。

注3) 圧縮、またはパスワード保護されたファイル、URL、リンクでの資料の受け付けはできかねますのでご了承下さい。

<結果通知>

審査結果は、申請者様宛に、活動年度終了3カ月前までに郵送致します。お支払時期につきましては、結果通知レターに記載致します。

団体活動支援について

<団体活動支援申請手続き、および申請からお支払までの流れ>

1 申請準備	<p>申請に必要な<u>全ての書類を準備</u></p> <p>【申請に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none">• 2026年 リリー寄付金申請登録用紙(<u>申請者本人記載</u>)*• 同意書* (団体の代表者署名済) *リリー・グラントオフィス サイトからダウンロードし、作成 (URL: https://www.lilly.com/jp/extending-our-impact/lilly-grant-office)• 趣意書(<u>公印</u>、申請する事業・活動および団体全体の収支予算書、団体の所在地、連絡先および<u>支払い口座情報</u>*等を含む) * : <u>団体の所在地(住所)</u>、連絡先(<u>電話番号</u>、<u>Eメールアドレス</u>)を含めてください。 * : <u>口座名義には、必ずフリガナを付記ください。</u>• 申請する事業・活動および団体全体の事業計画• 申請する事業・活動および団体全体の前年度の決算報告書、および事業報告書• 会則、または定款• 役員名簿 <p>注1) <u>申請登録用紙(教育助成・団体活動支援用)、同意書は、必ず、申請時に弊社サイトに掲載している様式をご使用下さい。それ以外の書式でのご申請は、受付できませんので、予めご了承ください。</u></p> <p>注2) <u>申請登録用紙は、必ず申請者が記載し、申請者本人の E メールアドレスを記載して下さい。申請者以外のアドレスの場合、要望にお応えしかねます。</u></p>
2 申請	<p>申請に必要な<u>全ての書類を申請者本人が</u>、リリー・グラントオフィスに Eメール添付で送付</p> <p>注1) 申請登録用紙、同意書、趣意書のみ等、一部書類の送付は、固くお断り致します。 不足がある場合、「透明性確保のための質問票」は送付されません。また、受付は完了しておらず、審査の対象外とさせていただきます。</p> <p>注2) 趣意書郵送のみでの申請受付はいたしておりません。</p> <p>注3) 圧縮、またはパスワード保護されたファイル、URL での資料の受け付けはできかねます(弊社で受信、または開封できませんため、受付対象外とさせていただきます)</p> <p>注4) 本申請イベント・プログラムを主催する団体から業務を請け負った運営事務局等、主催団体に所属していない方からのご申請、書類送付は受付いたしておりません。</p> <p>活動年度開始から 4 カ月以内の 15:00 まで ただし、申請時、申請事業の終了まで 8 カ月以上残ってること</p>
3 「透明性確保のための質問票」送信	<p>申請書類、および申請に必要な<u>全ての書類受信後</u>、5 営業日以内に「透明性確保のための質問票(Due Diligence Questionnaire)」へのリンク(URL)が記載された Eメール* 送付(弊社**)</p> <p>* 件名:リリーからの透明性確保のための Due Diligence Questionnaire ご記入のお願い 送信元アドレス: notification@ma.securimate.com メールの受信を確認できない場合は、「迷惑メール」フォルダの確認等、「4.「透明性確保のための質問票」返信の注 1)」をご参照いただき、回答期限までに弊社事務局にメールでご連絡ください。</p> <p>** 質問票に関しますお問い合わせは、事務局までメール(jp_lgo@lilly.com)でいただけますようお願いいたします。</p>

団体活動支援について

<団体活動支援申請手続き、および申請からお支払までの流れ>

<p>4 「透明性確保のための質問票」返信</p>	<p>透明性確保のための質問票の入力、返信、および申請受付完了メール受信</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 質問票ログイン: Eメールアドレス、パスワードを入力し、「ログイン/提出」を押下 ② 回答: 一覧から「続行(または実行中)」を押下し、質問票を開き、回答を入力 ③ 質問票提出: 最終ページまで回答し、「ログイン/提出」を押下、申請受付完了 <p>注1) メールを受信を確認できない場合、以下等をご確認いただき、受信していない場合は、回答期限までに弊社事務局にメールでご連絡ください。回答期限を超えてのご連絡には対応しかねますのでご了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 寄付金申請登録用紙に記載のメールアドレスのつづりにお間違いがないこと ② 「迷惑メール」フォルダに振り分けられていないこと ③ 受取不可のドメイン設定となっていないこと <p>注2) 質問票受信からご提出まで、1週間毎に3週間(3回)、提出を依頼するEメールが自動配信されます。その後は、回答を依頼するご連絡はございません。</p> <p>注3) 質問票入力に関するお問い合わせの受付期間は、回答期限と同一です。お問い合わせは、事務局までメール(jp_lgo@lilly.com)でお願い致します。</p> <p>注4) 期間内に質問票のご返信をいただけない場合は、申請受付は完了しておらず、審査の対象外とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>注5) 回答に不足がある場合、質問票返信後、5営業日以内に追加入力依頼のため、質問票が返却されます。追加情報を入力いただき、再度、質問票を提出下さい。再提出いただけない場合、申請受付は完了しておらず、審査の対象外とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>注6) 以前の回答が残っている質問票は、必ず今回の申請情報に更新ください。更新されていない、または回答が申請情報と異なる場合、寄付のご要望にはお応えしかねますのでご了承ください。</p> <p>注7) 質問票へは、必ず申請者ご本人が回答下さい。</p> <p style="text-align: center;">活動年度開始から5カ月以内の15:00まで</p>
<p>5 確認・審査</p>	<p>ご申請内容の確認、審査(弊社)</p>
<p>6 結果通知</p>	<p>審査結果を、申請者様宛に郵送 活動年度終了3カ月前まで</p>
<p>7 お支払手続き</p>	<p>お支払手続き 領収書をご送付の場合は、弊社教育・研究助成事務局まで郵送で提出ください。 (〒651-0086 神戸市中央区磯上通 5-1-28 日本イーライリリー株式会社 教育研究助成事務局 宛)</p>
<p>8 事業報告</p>	<p>申請の事業・活動年度終了後4カ月以内に、事業報告書提出</p> <p>注1) 医療用医薬品製造業公正取引協議会の「公正競争規約」の規定により、報告書の入手を求められています。</p> <p>注2) 提出のない場合、以降の寄付のご要望にお応えしかねますのでご了承ください。</p> <p>注3) 万一、寄付金に残余を生じましたら、返還等につきましてご相談させていただきますので、事務局までご連絡をいただきますようお願い致します。</p> <p>注4) 事業報告書は、弊社教育・研究助成事務局までメール(jp_lgo@lilly.com)または郵送で提出ください。</p>

ご申請に際し留意いただきたい点

【ご申請】

- 寄付金のお支払は、単年度に限定しております。複数年にわたる事業等のご要請は、年毎のご申請・審査となります。
- 申請登録用紙(教育助成・団体活動支援用)、同意書は、必ず、申請時に弊社サイトに掲載している様式をご使用下さい。それ以外の書式でのご申請は、受付できませんので、予めご了承ください。
- 申請に必要な書類を全てご準備いただきご申請下さい。
圧縮、またはパスワード保護されたファイル、URL での資料の受け付けはできかねます(受付対象外)。不足がある場合、「透明性確保のための質問票(Due Diligence Questionnaire)」は送付されません。また、期間中に全ての書類を送付いただけない場合は、受付は完了しておらず、審査の対象外とさせていただきます。
趣意書のみ郵送につきましては、受付致しておりませんこと、予めご了承ください。
- 「透明性確保のための質問票」への回答がない場合、ご申請の受付は完了しておりません。期間内にご回答(返信)がない場合、また、追加情報記入依頼への返信がない場合は、審査の対象外とさせていただきます。**以前の回答が残っている「透明性確保のための質問票」は、既存情報を今回の申請情報に更新し、提出(送信)ください。更新されていない、または回答が申請情報と異なる場合、寄付のご要望にはお応えしかねますのでご了承ください。**
ご返信がない場合、1週間毎に3回(3週間)、ご回答をお願いするEメールをお送り致します。その後の再依頼は致しておりません。
- 「透明性確保のための質問票」へは、**必ず申請者ご本人が回答**下さい。
- 「透明性確保のための質問票」返信時まで提供いただいた書類・資料で確認・審査を致します。その後の書類・資料の変更等は、お受けできませんので、予めご了承ください。
- 期間を超えてのご申請は、理由の如何にかかわらず、受け付け致しておりません。

【確認・審査】

- 追加の問い合わせをさせていただくことがございますので、ご了承下さい。

【結果通知・お支払い】

- 審査結果は、申請者様宛に郵送致します。申請者様、または同意書にご署名の代表者様以外からのお問い合わせには、回答致しかねますこと、ご了承いただけますようお願い致します。
- 寄付委員会後の結果通知、お支払いに関しましては、その時期が前後する場合がございますので、ご了承ください。
- 結果通知後の再審査は致しておりませんので、予めご了承ください。
- 審査結果は教育・研究助成事務局より書面でご申請者に直接通知致しております。事務局以外からの連絡のご要望にはお応えできません。
- 寄付金のご申請に対しまして、ご希望額に応じられない場合、またはお支払いに応じられない場合がありますので、ご了承下さい。
- 万一、寄付金に残余を生じましたら、返還等につきましてご相談させていただきますので、事務局までご連絡をいただきますようお願い致します。

ご不明な点などがございましたら、下記の事務局までメールにてお問い合わせ下さい。

リリー Grant オフィス(教育・研究助成事務局) 連絡先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 5-1-28 LILLY PLAZA ONE BLDG. 8F
日本イーライリリー株式会社 Lilly Grant Office(教育・研究助成事務局)宛
Eメール: JP_LGO@lilly.com

リリー Grant オフィスサイト

URL: <https://www.lilly.com/jp/extending-our-impact/lilly-grant-office>

弊社では、ご提供頂いた個人情報を、法令及び社内での取扱基準に従い、厳重に管理致します。

弊社における個人情報の取扱についての詳細は、ホームページ(www.lilly.co.jp)に掲載されています。

